

全柔連発第 27-0834 号

平成 28 年 3 月 8 日

都道府県柔道連盟（協会）会長殿  
全日本実業柔道連盟会長殿  
（一社）全日本学生柔道連盟会長殿  
全国高等学校体育連盟柔道専門部長殿  
日本中学校体育連盟柔道競技部長殿

公益財団法人全日本柔道連盟  
専務理事 近石康宏  
コンプライアンス委員会  
委員長 梶木 壽  
（公印略）

#### 暴力事案の根絶について

本年 3 月 3 日、全日本柔道連盟（以下、全柔連）は、帝京科学大学柔道部における暴力事案について、指導者 1 名に対する指導者資格停止・会員登録停止、および、柔道部員 6 名に対する会員登録停止の懲戒処分を行いました。本事案は、上級生部員多数による下級生部員に対する暴力事案ですが、暴力行為を行った部員に対する処分のみならず、指導者である部長の監督責任を認め、厳正に処分いたしました。事案及び処分の概要は別紙のとおりです。

全柔連では、平成 25 年の女子日本代表選手の指導における暴力問題が表面化して以来、コンプライアンス委員会の新設やより厳格化した倫理・懲戒規程の整備、指導者向けの冊子配布や大会での意識改革の呼び掛けなど、「暴力の根絶」に取り組んで参りました。その中で、今回、このような事案が発生したことは誠に遺憾であります。

特に、本事案では、柔道部内において以前から上級生部員による下級生部員に対する暴力事案が生じていたにもかかわらず、指導者による有効な暴力の根絶に向けた取組みが認められないということが大変大きな問題です。これまで、全柔連が組織を挙げて取り組んできたことが、少なくとも、帝京科学大学柔道部では全く浸透していなかったということでもあります。

本事案では、柔道部内における暴力について、指導者はそれを正しく把握し、是正する責任を有していました。しかしながら、指導者は暴力事案が行われていたことを「知らなかった」と説明しているばかりか、全柔連の調査では、上級生部員を集めて下級生部員に

対する「厳しい指導」を指示していたとのこと。部員と同じ寮に居住しながら、「知らなかった」ということ自体問題ですが、加えて、自ら厳しい指導をするよう指示を出し、結果として、暴力事案の根絶に向けて何ら有効な対策を取っていなかったことは、暴力行為を行った部員のみならず、指導者にも監督責任が大いにありと認められた次第です。

各加盟団体におかれましては、嘉納治五郎師範が終生取り組まれた、柔道を通じた「人づくり」の原点に立ち返り、全会員、特に指導者に対して、本事案を説明するとともに、暴力の根絶に向けて一層の意識の徹底をお図りいただき、有効な取組みを実施していただくよう、改めてお願いいたします。

以上

## 別紙

## 事案及び処分の概要

	事案内容	処分期間
A (指導者)	平成25年6月から全日本柔道連盟が組織を挙げて暴力根絶に取り組んでいるところ、帝京科学大学柔道部においては、平成26年以降上級生が下級生に暴力を振るう事案が少なからず認められ、さらに11月中旬4年生を集め「Xを厳しく指導しろ」と暴力的指導を容認するかのごとき言辞でXに対する指導方法を指示するなど、暴力の根絶に向けて柔道部員を監督すべき立場でありながら必要な監督を怠った。その後4年生中3名はXに対し殴る、蹴るの暴行を加えた。3年生Bは12月1日Xに殴る、蹴るの暴行を加え、加療1ヶ月を要する傷害を負わせる事案が生じた。	1年 会員登録 停止 指導活動 禁止 指導者登 録停止
B (学生3年)	平成27年12月1日夜間に大学柔道部寮食堂において、Xに対して、顔面を複数回殴打したほか腹部を蹴るなどの暴行を加え加療1ヶ月を要する傷害を負わせた。	1年 会員登録 停止
C (学生4年)	1 平成26年夏ころから27年秋ころにかけて数回にわたり、Xに対して、帝京科学大学内において、殴る、蹴るの暴行を加えた。 2 平成27年9月ころ、大学柔道部更衣室においてY、Z、Wに対し数回蹴るなどの暴行を加えた。 3 平成27年11月20日ころ、大学柔道部寮内において、Xに対してわき腹を2、3回蹴る等の暴行を加えた。	6ヶ月 会員登録 停止
D (学生4年)	平成27年10月ころ、大学柔道部寮内において、Xに対して顔面等を数回殴打した。	3ヶ月 会員登録 停止
E (学生4年)	平成27年11月20日ころ、大学柔道部寮内において、Xに対して顔面を殴打するなどの暴行を加えた。	3ヶ月 会員登録 停止
F (学生4年)	平成27年11月20日ころ、大学柔道部寮内において、Xに対して顔面等を数回殴打した。	3ヶ月 会員登録 停止
G (学生4年)	平成27年11月ころ、柔道部寮内において、Yの頬を2回殴打した。	3ヶ月 会員登録 停止